

広報紙とホームページで 来年度の広告を募集

広報まえばしと本市ホームページについて、来年度の広告希望者を募ります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

■広報まえばし

掲載スペースなど＝毎月2回発行している広報裏表紙の前ページ(本号19頁を参考)に縦45mm×横85mmをカラーで10枠

掲載料＝1枠当たり月額6万円

対象＝県内の企業や団体など(選考、10枠を超えた場合は市内の企業や団体を優先)

■ホームページ

掲載スペースなど＝本市ホームページのトップページに縦60ピクセル×横132ピクセル(8KB以内でGIF形式に限る、アニメーションのあるものは不可)で12枠

掲載料＝1枠当たり月額1万5,000円

対象＝県内の企業や団体など(選考、12枠を超えた場合は市内の企業や団体を優先)

申し込み＝以上2つの広告の申し込みは2月16日(火)までに所定の申込用紙に記入し、市役所市政発信課(☎898-6642)へ郵送または直接



月平均約6万件的アクセス



あなたの原稿で 広報を彩ろう

開かれた市政と市民参加のまちづくりを進めるため、本紙に市民編集のページを設けています。このページの企画・取材・原稿執筆などを行う市民編集委員を次のとおり募集。あなたも広報紙作りに参加してみませんか。

対象＝市内在住の18歳以上でパソコンの入力ができる人、8人(選考)

任期＝4月1日(木)～平成24年3月31日(土)

主な仕事＝市民編集のページの企画・取材・原稿執筆・紙面割り付けなど

申し込み＝2月15日(月)までに郵送で。日ごろ市政について思っていることを400字程度の文章にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業(学校名)・電話番号を明記し、市役所市政発信課(☎898-6642)へ

政治経済を分かりやすく講演

前橋・高崎連携事業として新春政経講演会を開催。テレビ朝日「報道ステーション」コメンテーター・一色清さんが「2010年の政治・経済を展望する」と題して、今後の政治・経済について分かりやすく語ります。

日時＝2月12日(金)午後2時～3時30分

会場＝高崎市総合福祉センター(高崎市末広町)

対象＝一般、先着280人

申し込み＝2月2日(火)までに高崎商工会議所☎027-361-5171へ



一色清さん

掘り出し物いっぱいのフリマに出店しませんか



大にぎわいの会場

フリマフェスタ2010でのフリーマーケット出店者を募集します。食料品、貴金属品、動物などは出品できません。

日時＝2月27日(土)・28日(日)、午前10時～午後5時

会場＝グリーンドーム前橋

対象＝18歳以上(高校生不可)

募集区画＝各日先着、両日出店も可〈手持ち出店〉84区画(1区画2.0m×2.5m)〈車出店〉14区画(1区画7.0m×2.5m)

費用＝〈手持ち出店〉1日1区画2,000円〈車出店〉1日1区画4,000円

申し込み＝1月23日(土)から費用を添えて同館(☎235-2000)へ直接

気付いた時が変われる時 あなたの体は大丈夫？

生活習慣を変えることや定期健診を受けることは、健康な生活への近道です。健(検)診や生活習慣病予防については、健康増進課へ気軽に相談してください。

■メタボリックシンドローム(メタボ)に注意

体の大敵3兄弟「食べ過ぎ・飲み過ぎ・運動不足」が続いていませんか。そんな生活が内臓脂肪を増やします。体重が増え、血圧や中性脂肪、血糖値が前より高めになってきた人はメタボの可能性が。動脈硬化が進み始めている兆候かもしれません。心筋梗塞や脳卒中などの生活

習慣病が発症する恐れがあります。体の変化に気付いた時から新しい生活習慣に変えていきましょう。

■健康チェックを上手に利用して

本年度の各種健(検)診の受診期限は2月末日です。健(検)診で健康をチェックし、異常値や値の推移、体重変化に早く気づき対策を立てれば病気を防げます。特定健診の結果、特定保健指導の対象となった人は健康づくりのチャンス。自分の体に関心を持ち、積極的に申し込みましょう。

問い合わせは **健康増進課** ☎220-5784



不妊治療費の 一部を助成します

本市では不妊治療を行っている人に対して、下表のとおり医療費の一部を助成します。申請には医師の証明書などが必要です。詳しくはこども課に問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

申請期間＝3月31日(水)まで

問い合わせは **こども課** ☎220-5703

一般不妊治療費助成	対象となる不妊治療	1.不妊検査 超音波検査・ホルモン検査・子宮卵管造影検査・精液検査・そのほか医師が必要と認めた不妊検査 2.不妊治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を除く不妊治療 3.人工授精
	内容	1.平成21年4月1日～平成22年3月31日において不妊治療費に要した医療費の自己負担額の2分の1以内とし、5万円を限度(100円未満切り捨て) 2.同一の夫婦に対しては、年度につき1回とし、通算して2年の助成
特定不妊治療費助成	対象となる不妊治療	体外受精・顕微授精
	内容	1.平成21年4月1日～平成22年3月31日において不妊治療費に要した医療費で1回当たり15万円を限度 2.同一の夫婦に対しては、年度につき2回とし、通算して5年の助成
要件	要件	次のすべてを満たす人。 1.不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 2.夫婦の双方または一方が、申請日の1年以上前から本市に住所を有している 3.夫婦の前年の所得(1月～5月の申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満 4.医療保険法における被保険者または被扶養者である 5.申請日において市税の滞納がない
	要件	次のすべてを満たす人。 1.不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 2.夫婦の双方または一方が本市に住所を有している 3.夫婦の前年の所得(1月～5月の申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満

講演を聞いてもっと輝く毎日に

健康社会学者・河合薫さんと女優・石井苗子さんを迎え、女性のための健康講演会を開催。

日時＝2月17日(水)午後1時～4時

会場＝市民文化会館

対象＝一般、先着1,200人

申し込み＝1月29日(金)までに健康増進課☎220-5783へ



河合薫さん



石井苗子さん